

1. Press Releases/Topics

じゅうろくCSR私募債「つながるころ」の引受について

当行が平成29年1月30日から取扱いを開始しました、『じゅうろくCSR私募債「つながるころ」』は、11月末時点で、発行企業134先で総額9,620百万円の取り扱いとなりました。

じゅうろくCSR私募債「つながるころ」は、当行が私募債発行企業さまから受け取る手数料の一部(発行金額の0.2%相当額)を使い、私募債発行企業さまが指定する幼稚園、小学校・中学校・高等学校・大学等に書籍、スポーツ用品等を寄贈する仕組みとなります。

当行は、今後とも地域貢献、地方創生に資する活動に積極的に取り組んでまいります。

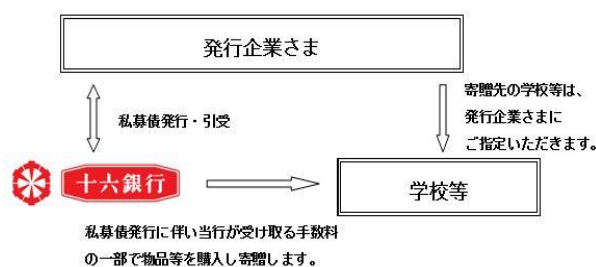
目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

<商品概要>

名称	じゅうろく CSR 私募債「つながるころ」	
発行金額	<u>銀行保証付私募債</u> 3千万円以上5億円未満(1千万円単位) 5億円以上(1億円単位)	<u>信用保証協会保証付私募債</u> 3千万円以上5億円未満(1千万円単位) 5億円以上5億6千万円以下(2千万円単位)
期間	2年以上7年以内	
償還方法	満期一括償還または定時償還	
資金使途	運転資金または設備資金	
金利	当行所定の固定金利	
特徴	寄贈	当行が発行企業さまから受け取る手数料の一部で図書やスポーツ用品等を購入し、発行企業さまの指定した学校等に発行企業さまと連名で寄贈します。
	寄贈者	当行 ※発行企業さまは寄付金控除の適用を受けられません。
	寄贈先	当行の主たる営業エリア内(岐阜県、愛知県、三重県)で発行企業さまが指定する幼稚園、小中高等学校、大学等の中から1先 ※国立、公立、私立を問いません。(ご希望の学校等に寄贈できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。)
	寄贈品	発行金額の0.2%相当額の範囲内で、発行企業さまの意向を踏まえつつ、寄贈先の学校等との協議(学校等の希望も参考)のうえで当行が決定します。
問い合わせ先	十六銀行 法人営業部 法人業務グループ TEL 058-266-2672	

<スキーム図>



「外国人留学生交流フォーラム～日本企業の中にある活躍の場所～」を開催しました

当行は、十六総合研究所、国立大学法人岐阜大学との共催により、「外国人留学生交流フォーラム～日本企業の中にある活躍の場所～」を開催しました。

外国人留学生にとって日本企業と直接、交流する機会は少なく、日本企業の中にある活躍の場所を知る機会に限られています。このフォーラムでは、講演、パネルディスカッション、グループ座談会を通じて、グローバルに活躍する地元企業と直接交流できる機会を提供し、外国人留学生の活躍を支援することで、地域経済の活性化につなげることを目的としました。

当行は、平成22年7月に岐阜大学と「産学連携に関する協定書」を締結しています。今後も岐阜大学と連携し、取引先企業の支援や地域貢献へ取り組んでまいります。

問い合わせ先 十六銀行 法人営業部 海外サポート室 TEL 058-266-2693

当行の無料相談サービス

◆法律相談会 …開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
1月9日 (火) 13:45~15:05	1月9日 (火) 13:30~15:00
1月16日 (火) 13:45~15:05	1月16日 (火) 13:30~15:00
1月23日 (火) 13:45~15:05	1月23日 (火) 13:30~15:00
1月29日 (月) 13:45~15:05	1月30日 (火) 13:30~15:00

(渡辺弁護士/お1人さま20分)

(山口弁護士/お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所(JR名古屋駅徒歩5分)に変更される場合があります。

◆税務相談会 …事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
1月10日 (水) 13:00~16:00	1月18日 (木) 13:00~16:00
1月25日 (木) 13:00~16:00	

PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)	星が丘支店会場
1月11日 (木) 13:00~16:00	1月24日 (水) 13:00~15:30

(全会場 小野税理士/お1人さま30分)

北長良支店会場
1月17日 (水) 13:00~15:30

※9月より、正木支店会場は北長良支店会場に変更となりました。

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

▶ 中小企業のための知財セミナー I & II の開催

受付中！【I…12/12まで、II…1/22まで】

主催	公益財団法人あいち産業振興機構、一般社団法人愛知県発明協会	
名称	中小企業のための知財セミナー I	中小企業のための知財セミナー II
日時	12月13日(水) 13時30分～16時30分	1月23日(火) 13時00分～16時30分
内容	<p>公益財団法人あいち産業振興機構と一般社団法人愛知県発明協会との共催で、中小企業の経営者、知財担当者や中小企業支援機関の担当者等を対象とした知財セミナーを開催します。</p> <p>■第1部 意匠権講座 演題:「意匠権の底力 ～意匠で技術を表現する～」 講師:井上 敬也 氏</p> <p>■第2部 商標権講座 演題:「そのネーミング、大丈夫? ～商標の類似って何?～」 講師:岩田 康利 氏</p>	<p>■第1部 著作権講座 演題:「著作権入門 ～ビジネスを行う際の著作権リスク管理～」 講師:三木 浩太郎 氏</p> <p>■第2部 特許権講座 演題:「この技術は特許が取れますか? ～先行技術調査の意義と方法～」 講師:尾崎 隆弘 氏</p>
場所	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 12階 1204会議室 (名古屋市中村区名駅四丁目4番38号)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 18階 セミナールーム (名古屋市中村区名駅四丁目4番38号)
参加対象	県内中小企業の経営者、知財担当者、金融機関・中小企業支援機関の担当者等	
定員	各回 60 名	
参加費	無料	
参照サイト	公益財団法人あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ http://www.aibsc.jp/tabid/352/Default.aspx	

▶ 「岐阜大学フェア2017」の開催

受付中！

主催	国立大学法人岐阜大学
内容	<p>岐阜大学の教育・研究・地域貢献活動の成果を学生や教員が分かりやすくご紹介する岐阜大学フェア2017を開催します。</p> <p>■特別講演 演題:「江戸時代の数学(和算)の魅力」 講師:鳴海 風氏</p> <p>■展示・発表 岐阜大学の5学部の特徴をパネル展示で紹介したり、学生による作品を発表します。</p> <p>■学生参加企画 岐阜大学生による課外活動(サークル等)をパフォーマンスや成果発表により紹介します。</p> <p>■模擬講義 本学の教員による講義が体験できます。 ・一般の方(主に高校生等)を対象としており、事前申込は不要です。</p> <p>※地域協学センター高大連携企画「宇宙工学講座」の開講式や、ぎふCOC+事業推進コンソーシアムの成果発表会も同日開催いたします。</p>
日時	平成 29 年 12 月 16 日(土) 9 時 00 分～17 時 00 分
場所	岐阜大学講堂、アカデミック・コア、工学部講義室ほか 岐阜市柳戸 1-1
参照サイト	岐阜大学 http://www.ccsc.gifu-u.ac.jp/ccsc/index/event/2800

➤ 「環境ビジネス産学連携セミナー」の開催

受付中！【1/15まで】

主催	中部経済産業局
内容	<p>中部経済産業局では、「廃棄物」の環境分野へのビジネス展開の可能性を探るべく、産学連携セミナー並びにセミナーで講演される研究機関・事業者とのマッチング(個別面談)を開催します。</p> <p>■産学連携テーマの紹介(各20分)</p> <p>①岐阜大学 大学院工学研究科 環境エネルギーシステム専攻 准教授 小林 信介氏 「高含水率有機廃棄物の高効率エネルギー化技術 ～効率的な乾燥と熱利用～」</p> <p>②名古屋工業大学 社会工学専攻 准教授 吉田 奈央子氏 「嫌氣的脱ハロゲン化呼吸細菌を用いた有機ハロゲン汚染環境浄化」</p> <p>③豊橋技術科学大学 環境・生命工学系 特任准教授 熱田 洋一氏 「小規模普及型嫌気性消化システム ～産学融合コンソーシアムによる事業推進～」</p> <p>■事業化事例の紹介 フレスコ株式会社 代表取締役 江藤 啓介氏 「廃棄物を化石燃料を使わずに(CO2削減しつつ)有価物に変え、産廃処理費用を削減する最新技術」</p> <p>■マッチング会(個別面談) ご講演いただいた大学研究者、事業者と個別面談を設定します。</p>
日時	平成30年1月24日(水) 13時30分～17時00分
場所	名古屋栄ビルディング 12階 特別会議室(名古屋市中区武平町5-1)
参加費	無料
対象者	「廃棄物」分野のビジネス展開に関心のある企業
参照サイト	中部経済産業局 http://www.chubu.meti.go.jp/d21kankyo/171121/index.html

➤ 「商品開発ワークショップ」の開催

受付中！

主催	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 岐阜県よろず支援拠点
内容	<p>岐阜県よろず支援拠点では「商品開発」をテーマとしたワークショップ(講義と演習・グループワーク)を行います。中小企業は、これまでのような他社依存型の事業モデルから脱却し、付加価値の高い自社の商品・サービスを開発・販売してゆく必要性に駆られています。このワークショップは、そのための体系的・実践的ノウハウを身につけていただく良い機会となりますので、ご参加ください。</p> <p>【第1回】テーマ:『岐阜から生まれたヒット商品開発秘話』</p> <p>【第2回】テーマ:『商品開発に求められる基本的な要素』</p> <p>【第3回】テーマ:『商品開発の勘どころ・成功の方程式』</p> <p>【第4回】テーマ:『商品の魅力を伝えるブランディング』</p> <p>講師:三輪 知生 (岐阜県よろず支援拠点 チーフコーディネーター) ※第2～4回では、講義と演習・グループワークを行います。</p>
日時	<p>【第1回】平成30年1月15日(月) 【第2回】平成30年1月22日(月)</p> <p>【第3回】平成30年1月29日(月) 【第4回】平成30年2月5日(月)</p> <p>各回 13時30分～16時30分</p> <p>※原則として4回を通してのご参加をお願いいたします。</p>
場所	OKB ふれあい会館 401 会議室 (岐阜市藪田南 5-14-53)
対象	岐阜県内中小企業者等
定員	各回 20名
参加費	無料
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 よろず支援拠点担当 http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017112901/index.asp

➤ 「酒文化を通じた魅力ある観光地域づくりセミナー」の開催

受付中！

主催	中部運輸局、北陸信越運輸局、一般社団法人中央日本総合観光機構
内容	<p>昇龍道においては、豊かな自然がもたらす良質な水とお米を原料としてお酒をつくる酒蔵が多数存在していることを踏まえ、中部運輸局では「銘酒」をテーマとした広域観光を提案してきました。</p> <p>この度、自治体・観光団体・酒蔵の方々等を対象に「酒文化を通じた魅力ある観光地域づくりセミナー」を開催します。</p> <p>■ 基調講演 演題:「酒蔵のある町がこんなに元気に！ Sakeから観光立国」 講師:昇龍道大使／酒サムライコーディネーター 株式会社コーポ・サチ代表取締役 平出 淑恵 氏</p> <p>■ パネルディスカッション 演題:「日本酒が地域の食材の魅力を引き出す。酒の町・飛騨古川ならではの事例紹介」 講師:渡辺酒造店 ブレイズフォード・コディー氏、木元 茜 氏 飛騨市役所 観光課 堀之上亮一 氏</p>
日時	平成 29 年 12 月 14 日 (木) 14 時 00 分～16 時 00 分
場所	ウインクあいち(産業労働センター) 1103 号室 愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-38
対象	自治体、観光団体、昇龍道に参画する酒蔵等
参照サイト	中部運輸局 https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/press/press.html

3. 経営教室

国際税務教室

非永住者の送金課税

所得税法上、居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）は国内において発生した所得（以下、「国内源泉所得」とします。）だけではなく、国外において発生した所得（以下、「国外源泉所得」とします。）についても課税を受けます。しかし、居住者の中でも、日本に居住する外国人など、日本国籍がなく、かつ、過去10年以内の間に日本国内に住所又は居所を有する期間の合計が5年以下である個人は、非永住者として区分され、その課税の範囲は ① 国内源泉所得に加えて、② 国外源泉所得で（i）日本国内において支払われたもの、又は（ii）日本国内に送金されたもの（以下、「非永住者の送金課税」とします。）に限定されています。

実務上、（ii）非永住者の送金課税の取り扱いについて迷う場合が少なくありません。すなわち、国外源泉所得が存在する非永住者が、国外から日本に向けて送金を行っている場合、当該送金が国外源泉所得の送金か、それとも、国外源泉所得以外の送金かといった、送金される資金の源泉、いわゆる「お金の色」についての検討が必要か否かについて迷うことがあります。

非永住者の送金課税においては、このような「お金の色」が考慮されることはありません。非永住者の送金課税において、送金された資金は国外源泉所得とのヒモ付けをすることなく課税されます。したがって、国外源泉所得が存在する非永住者が、国外源泉所得とは無関係の過去の貯蓄を送金する場合や、国外源泉所得が発生している国以外の第三国から送金をする場合も、非永住者の送金課税においては課税対象とされる（※）ことに注意が必要です。

（※）課税対象とされる金額は、国外源泉所得の国外払い金額が上限となります。

国内税務教室

契約書と印紙税の関係について

印紙税の課税対象文書は、印紙税法別表第一に掲げられている文書に限定されています。しかし、契約書を例にとってもその契約内容や記載方法は千差万別であることから、当該契約書が課税文書に該当するか判断に迷うことが少なくありません。

収入印紙の不貼付けに対するペナルティー（過怠税）には、本来納付すべき印紙税の3倍の金額が課されます。税務調査の時点で貼付していないことが故意ではない為に、1.1倍の過怠税で済む場合も多いのが実情です。しかし、同種の契約についての契約書の様式は、企業において継続的に利用されることから、当該契約書が課税文書に該当するか否かの判定や、課税文書の所属判定の誤りが大きな影響を与える場合があります。

印紙税法上の「契約書」は、一般的に言われるものよりも範囲が広く、印紙税法基本通達第12条で「『契約書』とは、契約当事者の間において、契約（その予約を含む。）の成立、更改又は内容の変更若しくは補充の事実（中略）を証明する目的で作成される文書」とされています。従って、申込書、注文書、依頼書などに表示された文書であっても、契約の成立等が証明されるものについては、印紙税法上は契約書に該当することになります。

なお、課税文書であってもコピー、ファックスや電子ファイル化したもので、契約当事者の署名若しくは押印又は証明のないものは、基本的には課税対象とはなりません。ただし、契約書を2通以上作成した場合や、契約書に副本、謄本、写しなどに表示して作成した場合には、その契約の成立等が証明されるといえることから印紙の貼付が必要になります。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

食品の品質を分子レベルで科学的に解明
- 食品にまつわる課題解決に向けて -

分子の世界から食品を見る

食品の製造工程は、原料受け入れから最終製品まで様々な段階を踏みます。各工程では、原料の質が課題になる場合や、加工中の湿度や温度等の影響を受けて食品ロスが発生するといった課題があります。多くの食品製造工場では作業者の経験に頼る等、独自の改善を行って課題を解決していますが、勘に頼れない場合も多かれ少なかれあります。このように食品を扱う現場で発生する課題を、タンパク質や脂質といった分子のレベルで生理学的・生化学的に評価し、食品ロスの低減あるいは未利用・低利用の資源の活用、製品評価等について研究している三重大学大学院生物資源学研究科 大井淳史准教授を紹介します。

アオリイカの鮮度保持方法の開発

これまでに、大井先生は多くの食品関連会社と共同研究し、原料から製品までの課題解決策を提案してきました。ここでは、産学官の取組みとしてアオリイカの市場価値を高めることを目指した自治体との共同研究について紹介します。

アオリイカは、ミズイカとも呼ばれるように透き通った水のような透明感が特徴の一つであり、透明度が鮮度の指標となっています。しかし、その地方で獲れたアオリイカは東京築地市場での評価が低いことが課題でした。その理由は、外套膜の透明感がなくなり、白濁して商品価値が低下していたからです。そこで、アオリイカの死後の外套膜の変化を生理学的・生化学的に分析し、船上でも実施容易な鮮度保持方法を開発しました。具体的には、魚介類の死直後の神経系変化に着目し、マグネシウムを強化した海水による神経系の鎮静化を行うことにより、外套膜の白色化を抑制し、鮮度が保持されることを明らかにしました。

本方法を用いて処理したアオリイカにタグを付けて出荷後、築地市場での聞き取り調査を行いました。その結果、それらのアオリイカは、高値で取引されて寿司屋や料亭に流通するようになり、市場価値を高めることに成功しました。

課題を抱える食品関連企業に向けて

今回、自治体とのアオリイカの共同研究について紹介しましたが、その他に、大井先生は魚肉や小麦粉、ゼリー状食品等について、様々な企業との共同研究を行ってきています。まずは企業から問題点をヒアリングし、現場で起こっていることを詳細に「観る」ことを基本に研究を進め、原因究明、解決策を提案し、食品ロス低減等へ貢献しています。自社で抱えられている課題がありましたら、大井先生との共同研究等、是非、ご検討いただけたら幸いです。



従来法（写真左）と本方法（写真右）による死後変化

（「産学連携情報」問合せ先）

国立大学法人三重大学 地域イノベーション推進機構 知的財産統括室

電話番号：059-231-9073

E-mail: chizai-mip@crc.mie-u.ac.jp Website: <http://www.crc.mie-u.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。